

新たな市民活動支援制度について（案）「小田原市市民活動応援制度」

※名称は全て仮称

コース	スタートアップ	ステップアップ	タイアップ※1	コラボアップ	
				チャレンジ※2	プログレス
対象事業	地域社会が抱える課題の解決に向けて、新たな市民活動団体が取り組む事業	地域社会が抱える課題の解決に向けて、市民活動団体が取り組む事業	地域社会が抱える課題の解決に向けて、市民活動団体が行政を除く他主体と協働で取り組む事業	地域社会が抱える課題の解決に向けて、市民活動団体が行政を含む他主体と新たに協働で取り組む事業	地域社会が抱える課題の解決に向けて、市民活動団体が行政を含む他主体と協働で取り組む事業
募集年月	事業実施前年度の10～12月				事業実施前年度の5・6月
交付回数	同一の団体では1回のみ	同一の事業では3回まで	同一の事業では3回まで	同一の団体では1事業のみ 2回まで※3	同一の事業では3回まで
特記事項	応募の時点で、市民活動団体の設立から3年以内であること※4	市民活動団体が、協働相手と調整した上で申請			
		事業のテーマは自由（行政テーマも参考提示） 行政と話し合い、意見を取り入れる			
上限額	10万円	20万円	30万円※5	30万円※6	100万円（目安）
補助率	100%	70%	70%※5	90%※6	—
支出科目	補助金				負担金等
申請前支援	UMECOによる事業企画支援 （事前相談会・書類添削等）		UMECOによるコーディネート支援	UMECO／地域政策課によるコーディネート支援	
決定後支援	UMECOによる伴走支援（広報紙への掲載、交流会への声かけ強化等）			UMECO／地域政策課による伴走支援	
予算等	200万円				200万円
	地域政策課で要求				所管課で要求
現制度	市民活動応援補助金		新メニュー		提案型協働事業

協働の主体の符号：①市民活動団体 ②市民活動団体、地域活動団体、事業者（個人事業主を含む） ③行政

※1 多様な主体の協働を促進するため、タイアップコースを新設する。協働の組合せは①+②で、②は2者以上でも対象とする。

※2 市民活動団体と行政の協働を促進するため、新たに協働に取り組む市民活動団体、行政所管課の両方を支援できるコラボアップ・チャレンジコースを新設する。協働の組合せはプログレスコースも含めて①+③+②で、②の参加は任意とする。

※3 コラボアップ・チャレンジコースの交付回数を「1回まで」ではなく「2回まで」としているのは、チャレンジコースでの事業実施後、振り返りを行った上でプログレスコースに進むことを想定しているため。

※4 スタートアップコースの特記事項を「市民活動団体の設立から3年以内」としているのは、これまでの「開始から1年以内までの事業」に比べ応募しやすく、また設立の書類（約款等）から年数を判定しやすくするため。

※5・6 タイアップコースの上限額、補助率は、協働を促進するためにステップアップコースよりも高く設定している。また、コラボアップ・チャレンジコースは行政との協働事業としてより高い公益性が求められることから、さらに高く設定している。